

内子町人事行政の運営等の状況について

1. 任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況（令和3年4月1日現在）

区分	男性	女性	計
一般行政職	5 人	8 人	13 人
技能労務職	1 人	1 人	2 人
合計	6 人	9 人	15 人

(2) 職員の退職の状況（令和2年度）

区分	男性	女性	計
定年退職	8 人	3 人	11 人
定年前退職	1 人	1 人	2 人
再任用任期满了	0 人	2 人	2 人
合計	9 人	6 人	15 人

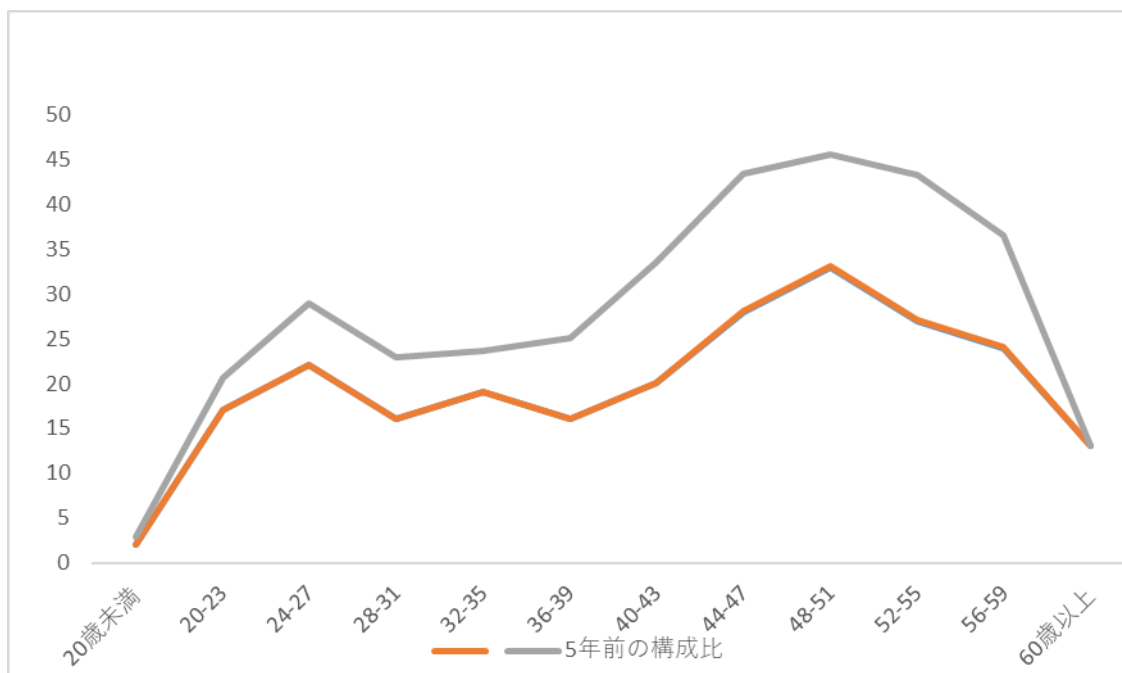
(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部 門 \ 区 分			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和 3 年度	令和 2 年度		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2 人	2 人	0 人	
		総 務	42 人	45 人	△ 3 人	派遣職員（愛媛県、公益財団法人）、退職
		税 務	10 人	10 人	0 人	
		民 主	51 人	50 人	1 人	人事異動
		衛 生	18 人	16 人	2 人	人事異動
		農 林	14 人	14 人	0 人	
		商 工	14 人	13 人	1 人	人事異動
		土 木	18 人	17 人	1 人	人事異動
		計	169 人	167 人	2 人	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 103.39 人 （類似団体の人口1万人当たり職員数 91.40 人）
	教育部門		51 人	48 人	3 人	
小 計		220 人	215 人	5 人	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 134.59 人 （類似団体の人口1万人当たり職員数 107.86人）	
公営企業等 会計部門	水 道		3 人	3 人	0 人	
	下水道		1 人	1 人	0 人	
	その他		13 人	12 人	1 人	
	小 計		17 人	16 人	1 人	
合 計			237人 [270人]	231人 [270人]	6人 [0人]	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 144.99 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(4) 年齢別職員の構成の状況（令和3年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	2 人	17 人	22 人	16 人	19 人	16 人	20 人	28 人	33 人	27 人	24 人	13 人	237 人
構成比	0.8 %	7.2 %	9.3 %	6.8 %	8.0 %	6.8 %	8.4 %	11.8 %	13.9 %	11.4 %	10.1 %	5.5 %	100.0%

2. 給与の状況

(1) 総括

ア 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳 人口 (令和3年3月31日)	歳出額 A	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和元年度の人件費率
令和2年度	15,970 人	12,233,091 千円	1,920,861 千円	15.7%	17.1%

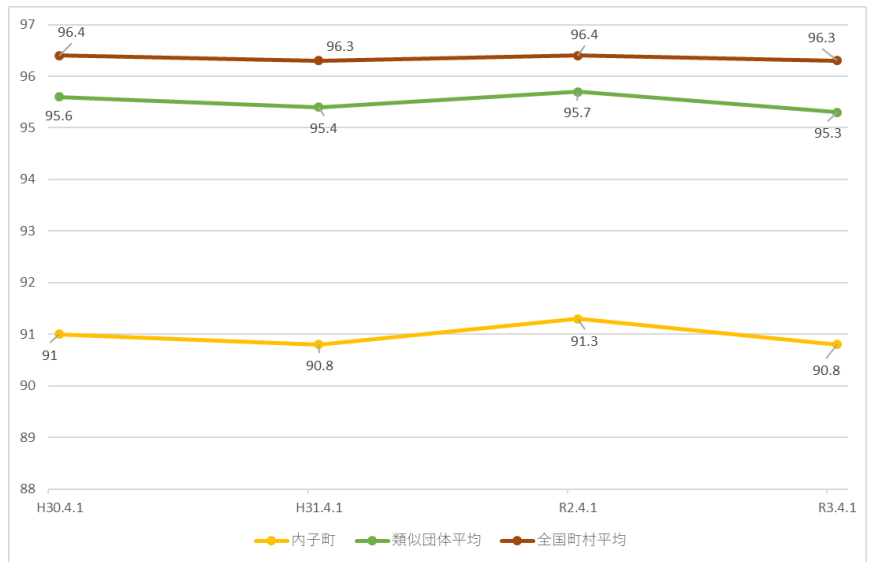
イ 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たりの給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和2年度	215 人	719,242 千円	109,138 千円	282,090 千円	1,110,470 千円	5,164 千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。

2 給与費は当初予算に計上された数値であり、令和2年4月1日の実職員数とは一致しません。

ウ ラスパイレス指数の状況（各年４月１日現在）



- (注) １ ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数です。
- ２ 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

（２）職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和３年４月１日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
内子町	43.9歳	297,800 円	347,584 円

②技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
内子町	50.2歳	249,600 円	266,923 円

- (注) １ 「平均給料月額」とは、令和３年４月１日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- ２ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

イ 職員の初任給の状況（令和３年４月１日現在）

区分		内子町	国
一般行政職	大学卒	171,700 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	139,900 円	—
	中学卒	136,100 円	—

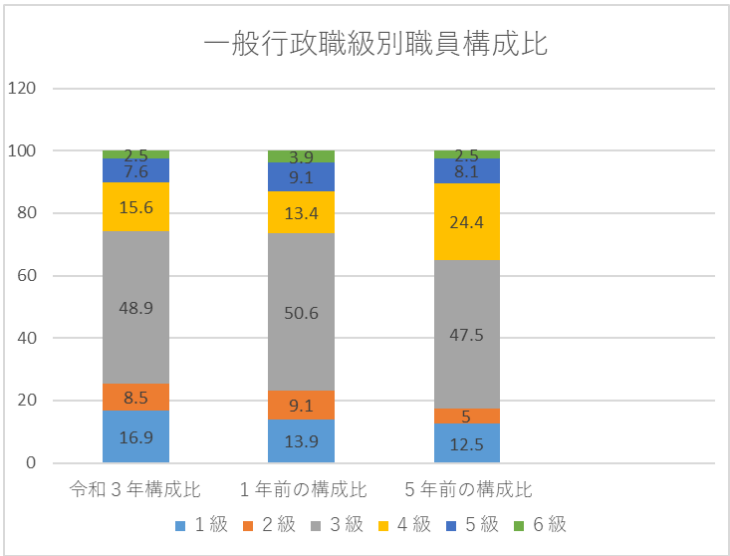
ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和3年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	260,900 円	285,600 円	319,600 円
	高校卒	242,400 円	270,200 円	305,000 円
技能労務職	高校卒	—	—	—
	中学卒	—	214,200 円	—

（3）職員の平均給与月額、初任給等の状況

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事補、技師補、保育士、教諭	40 人	16.9 %
2 級	主事、技師、保育士、教諭等	20 人	8.5 %
3 級	主査、係長、上級保育士、上級教諭、主任保育士、上級栄養士、上級技師等	116 人	48.9 %
4 級	課長補佐、班長、室長、所長、園長等	37 人	15.6 %
5 級	課長、主幹、専門員、園長等	18 人	7.6 %
6 級	課長、議会事務局長等	6 人	2.5 %
合計		237 人	100.0 %

（注） 1 内子町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(4) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

内子町	国
1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,362千円	—
(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.90月分 (0.87月分)	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.90月分 (0.90月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当 (令和3年4月1日現在)

内子町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 (5～50%加算) 1人当たり平均支給額 8,408千円 19,454千円			その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 (2～20%加算)		

(注) 退職手当1人当たりの平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 特殊勤務手当 (令和3年4月1日現在)

支給実績 (令和2年度決算)		0円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和2年度決算)		0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和2年度)		0%	
手当の種類 (手当数)		3種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	感染症の防疫作業に従事する者	感染症の防疫作業に従事した場合	日額1,000円
死体取扱手当	死体収容作業に従事する者	死体収容作業に従事した場合	1件当たり3,500円
現場 (危険) 手当	危険の伴う作業に従事する者	土木、建築、国土調査事業及びその他事務で危険の伴う作業に従事した場合	1日4時間以上同一作業に従事する者に対して日額500円

エ 時間外勤務手当

支給実績 (令和2年度決算)	39,423 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和2年度決算)	243 千円
支給実績 (令和元年度決算)	56,705 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和元年度決算)	340 千円

オ その他の手当（令和３年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員１人当たり 平均支給年額 (令和2年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 特定扶養（16歳～22歳）加算 1人について 5,000円	同じ	—	28,659 千円	265,363円
住居手当	1. 借家・借間居住者 (月額12,000円を超える家賃を支払っている職員) 限度額 27,000円 2. 持家居住者 0円	異なる	持家居住者の単価を愛媛県の条例を適用している	12,627 千円	268,668円
通勤手当	1. 交通機関等利用 全額支給限度額 55,000円 2. 交通用具（自動車等）使用者 通勤距離2km以上の者 2,000円～31,600円	同じ	—	78,712 千円	12,279円

（５）特別職の報酬等の状況（令和３年４月１日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給料報酬	市区町村長	748,000 円	(参考)類似団体における最高／最低額
			827,000 円 ／ 648,000 円
	副 町 長	605,000 円	670,000 円 ／ 546,000 円
	議 長	263,900 円	345,000 円 ／ 263,900 円
	副 議 長	213,400 円	280,000 円 ／ 213,400 円
	議 員	200,800 円	250,000 円 ／ 195,000 円
期末手当	市区町村長	(令和２年度支給割合)	
	副 町 長	3.35 月分	
	議 長	(令和２年度支給割合)	
	副 議 長		
	議 員		
退職手当	市区町村長	(算定方式) 給料月額×46/100×勤続期間（月数）	(1期の手当額) 16,515,840円 (支給額) 退職後1月以内
	副 町 長	給料月額×27/100×勤続期間（月数）	7,840,800円 退職後1月以内

（注）退職手当の「1期の手当額」は、4月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込み額です。

3. 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

一週間の勤務時間	1日の勤務時間	始業	終業	休息时间	週休日
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	1時間	土・日曜日

(2) 休暇の状況

ア 年次有給休暇（令和2年1月1日～同年12月31日）

総付与日数 (A)	総取得日数 (B)	全対象職員数 (C)	平均取得日数 (B) / (C)	消化率 (B) / (A)
8,043 日	1,942 日	215 人	9.03 日	24.1 %

(注) 全対象職員数とは、令和2年1月1日～同年12月31日までの全期間を在職した一般職員に限り、この期間の中途に採用された者及び退職した者並びに期間中に育児休業、退職の事由がある職員並びに派遣職員を除くものとし、それらの職員を除いた職員の使用した年次有給休暇の合計数を総取得日数とします。

総取得日数とは、令和2年1月1日現在において各職員に付与された日数（前年繰越分を含む。）を全職員にわたって合計したものをいいます。

イ その他の休暇

負傷や病気による療養、選挙権の行使、結婚、出産など条例や規則で定める事由に該当する場合には、有給の休暇を付与しています。また、職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は障害のため介護を必要とするものを介護する場合には、無給の休暇を付与しています。

(3) 休業の状況（令和2年度）

ア 育児休業

職員が3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで、育児のために休業することが認められる制度です。育児休業をしている期間については、給与は支給されません。

区 分	男 性	女 性	合 計
育 児 休 業 取 得 者 数	0 人	5 人	5 人

イ 部分休業

職員が3歳に満たない子を療養するため、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲で、勤務しないことが認められる制度です。部分休業をしている時間については、給与が減額されます。

区 分	男 性	女 性	合 計
部 分 休 業 取 得 者 数	1 人	0 人	1 人

4. 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 分限処分（令和2年度）

処 分 事 由	地 方 公 務 員 法	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務成績が良くない場合	第28条第1項第1号	0件	0件	0件	0件	0件
心身の故障の場合	第28条第1項第4号 第2項第1号	0件	0件	4件	0件	4件
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号	0件	0件	0件	0件	0件
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号	0件	0件	0件	0件	0件
刑事事件に関し、起訴された場合	第28条第2項第2号	0件	0件	0件	0件	0件
失職した場合	第28条第4項	0件	0件	0件	0件	0件
合 計		0件	0件	4件	0件	4件

(注) 1 地方公務員法に基づき分限処分に付された者の状況を示しています。

2 2以上の理由により分限処分に付された場合は、主たる処分事由により計上しています。

(2) 懲戒処分（令和2年度）

処 分 事 由	地 方 公 務 員 法	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合	第29条第1項第1号	0件	0件	0件	0件	0件
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	第29条第1項第2号	0件	0件	0件	0件	0件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合	第29条第1項第3号	0件	0件	0件	0件	0件
合 計		0件	0件	0件	0件	0件

(注) 1 地方公務員法に基づき懲戒処分に付された者の状況を示しています。

2 2以上の理由により懲戒処分に付された場合は、主たる処分事由により計上しています。

5. 勤務時間その他の勤務条件の状況

地方公務員法第30条では、サービスの根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的実現するため、同法は職員に対し、法令及び上司の職務命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為の禁止、営利企業等への従事制限など、サービス上の強い制約を課しています。

内子町では、例年、職員に対し「交通法規の遵守」や「年末年始における服務規律の確保」等を通知し、常に職員としての意識を持った行動をとるように周知・徹底しています。

6. 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

職員の勤務能率の発揮及び増進のため、以下の研修を実施しています。

区 分		研 修 名 等
職 場 内 研 修		特定個人情報研修、メンタルヘルス研修等
職場外研修	階 層 別 研 修	中堅職員研修、係長級研修、管理職員研修、課長級研修等
	能力開発研修	地方自治法講座、行政法講座、民法講座等

(2) 勤務成績の評定の状況

課長級以下の職員を対象に、例年、1月1日から12月31日までの期間について勤務成績の評価を行います。

勤務評定は、評定を受ける職員の所属する課長が評価者として（ただし、課長級は、副町長が評価者となる。）、所属職員の能力、勤務態度等の評価を行い、副町長が調整者として、評価結果の長整を行います。

調整した評価結果は町長が最終確認をし、勤勉手当の反映並びに昇任及び昇給等に活用しています。

7. 福祉及び利益保護の状況

(1) 更正福利制度の状況

職員の健康保持及び公務能率を増進するため、地方公務員等共済組合法に基づき設置されている共済組合、地方公務員法第42条の趣旨に沿った互助会において、職員の厚生事業を実施しています。

区 分	負 担 金 額
愛媛県市町村職員共済組合	234,743 千円
愛媛県公立学校共済組合	22,099 千円
愛 媛 県 市 町 村 互 助 会	1,586 千円

(2) 公務災害の状況（令和2年度）

公務災害	通勤災害	計
3件	1件	4件